

横浜市立大学特別聴講学生に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、横浜市立大学学則（以下「学則」という。）第86条第2項の規定に基づき、特別聴講学生に関し必要な事項を定める。

(入学の時期)

第2条 特別聴講学生の入学の時期は、原則として学年または学期の始めとする。

(特別聴講学生の資格)

第3条 特別聴講学生として入学することのできる者は、他の大学または外国の大学との協定を締結した当該大学の学生とする。

(出願の手続)

第4条 特別聴講学生の出願手続は、大学間協議に基づき行う。

(特別聴講学生の決定)

第5条 学長は、前条の手続により受講希望の科目が設置されている学部または研究科の教授会（以下「教授会」という。）の選考を経て、特別聴講学生を決定する。

(入学の手続)

第6条 学長は、所定の手続を完了した者に対し、特別聴講学生としての入学を許可する。

2 手続に関する詳細は別途定める。

(履修期間)

第7条 特別聴講学生として在学できる期間は、学則第14条に定める学期を単位とし、1年以内とする。

(授業料等)

第8条 特別聴講学生の授業料等は、公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する規程及び公立大学法人横浜市立大学の授業料等に関する要綱に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、大学間協議に基づき、徴収しないことができる。

(単位の授与)

第9条 特別聴講学生は、その履修した科目について試験を受けることができる。

2 前項の試験に合格した者には、当該履修科目について、所定の単位を与えることができる。

(退学)

第10条 特別聴講学生が、その履修期間中に退学しようとするときは、所定の退学願いにその理由を記載した書面を学長に提出し、申し出ることができる。

2 前項の申し出があったときは、学長は、教授会の議を経て、これを許可することができる。

(身分の取消し)

第11条 特別聴講学生として不適当と認められたときは、教授会の議を経て、学長は特別聴講学生の身分を取り消すことができる。

(諸規則の準用)

第12条 学則、その他学内諸規則の学生に関する規定は、特別聽講学生にこれを準用する。

(委任規定)

第13条 この規程に定めるもののほか、特別聽講学生に関し必要な事項は、学長が定めることができる。

附 則

この規程は、平成21年7月1日より施行する。